

許可申請の必要書類一覧表

特 定 事 業		チェック欄
正本 1 部、副本 2 部		
1	特定事業許可申請書（第 1 号様式）	
2	申請手数料（65,000円）	
申請書の記載事項で別紙となっているもの （添付書類に記載されていれば、それで可）		
3	特定事業の用に供する施設の設置計画（事業概要書を添付）	
4	土壌の汚染状態についての検査結果	
5	特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	
6	浸透水を採取するための措置	
7	施行中において土砂等の崩落等の発生を防止するための措置	
添付書類（1つの図面等に2つ以上の内容を記載していても可）		
8	申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）	
9	申請者が未成年者の場合、法定代理人の住民票の写し	
10	特定事業の施行計画書	
11	特定事業場の位置図及び周辺見取図（現場事務所の位置も記入すること）	
12	特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施行前の状況を確認することができるもの）	
13	特定事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合は、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し（原本添付）	
14	土壌の検査試料の採取地点の位置図	
15	土壌の検査の採取試料ごとに作成した検査試料採取調書（第2号様式）	
16	土壌の検査に係る計量証明書	
17	使用される土砂等の量を積算した計算書	
18	たい積の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算書	
19	擁壁を用いる場合は、擁壁の断面図	
20	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
21	関係許認可等の許可証（申請書）の写し（規則別表第3に該当のとき）	
22	大分県暴力団排除条例に基づく申請者が暴力団等でない旨の誓約書	
23	その他（予定地の写真等を添付）	

注 1つの図面等に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

特 定 事 業 (一 時 的 た い 積 事 業)		
正本 1 部、副本 2 部		チェック欄
1	特定事業許可申請書 (第 1 号様式)	
2	申請手数料 (65,000円)	
申請書の記載事項で別紙となっているもの (添付書類に記載されていれば、それで可)		
3	特定事業の用に供する施設の設置計画 (事業概要書を添付)	
4	土壌の汚染状態についての検査結果 (特定事業場の構造がたい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであるときは添付書類17で可)	
5	最大たい積時の特定事業場の構造	
6	浸透水を採取するための措置	
7	施行中において土砂等の崩落等の発生を防止するための措置	
添付書類 (1つの図面等に2つ以上の内容を記載していても可)		
8	申請者の住民票の写し (法人は登記事項証明書)	
9	申請者が未成年者の場合、法定代理人の住民票の写し	
10	特定事業の施行計画書	
11	特定事業場の位置図及び周辺見取図 (現場事務所の位置も記入すること)	
12	最大たい積時の特定事業場の計画平面図及び計画断面図 (特定事業の施行前の状況を確認することができるもの)	
13	特定事業区域の土地の登記事項証明書 (申請者が当該土地の所有者でない場合は、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類) 及び公図の写し (原本添付)	
14	土壌の検査試料の採取地点の位置図	
15	土壌の検査の採取試料ごとに作成した検査試料採取調書 (第 2 号様式)	
16	土壌の検査に係る計量証明書	
17	特定事業場の構造がたい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであることを示す図面	
18	最大たい積時の土砂等の量を積算した計算書	
19	たい積の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算書	
20	擁壁を用いる場合は、擁壁の断面図	
21	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
22	関係許認可等の許可証 (申請書) の写し (規則別表第 3 に該当のとき)	
23	大分県暴力団排除条例に基づく申請者が暴力団等でない旨の誓約書	
24	その他 (予定地の写真等を添付)	

注 1 土壌と遮断される構造の場合は、14、15、16 は不要

2 土壌と遮断される構造でない場合は、17 は不要

3 1つの図面等に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。